全 地 連

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度

(建設コンサルタント賠償責任保険)

〈地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務〉

土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務などについても対象業務となります!!

発注者に引き渡した成果物に起因する「賠償リスク」に対応します!



一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

はじめに

平素より、連合会業務につきましては、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

当連合会におきましては、会員企業の抱えるリスクの軽減と業界の自立化を目指し、業務の結果に伴う賠償責任について研究を行い、1998年、損害保険会社の協力により、地質調査業務、土木設計業務の成果物のかしによって生じた賠償事故を対象とする「建設コンサルタント賠償責任保険」を開発し、会員企業にご提供してまいりました。

また、近年では、測量業務、補償コンサルタント業務も対象に加え、「地質コンサルタント総合かし賠償補償制度」として、補償の充実を図ってまいりました。

昨今、業務のかしによる損害賠償額は極めて巨額になることが多く、経営リスクの回避策として、多くの会員企業の皆さまにご採用いただいております。

何卒、企業の安全確保、安定経営のため本制度の活用をご検討賜りますとともに、併せて業界の業務品質の向上を目指したくお願い申し上げます。

2020年11月 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

] 次

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の特長は	2
地質コンサルタント総合かし賠償補償制度とは	З
保険期間と保険金をお支払いする損害の関係は	8
保険金のお支払方法は	9
保険料は	10
お申込方法は	
万一事故が発生したら	
重要事項のご説明	23
約款・特約	25
事故報告書	35

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度の特長は

全地連「地質コンサルタント総合かし賠償補償制度」とは、建設コンサルタント賠償責任保険の団体契約制度であり、次のような特長があります。

地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務の 成果物のかしによって生じた賠償事故を対象とする補償制度です。

> ひとたび事故が発生すると賠償額が巨額になるケースも !! P.4の事故例をご参照下さい。

> > 年間包括方式ですので、業務ごとに保険を手配する手間が省けます。

全地連会員のための団体契約で スケールメリットにより保険料 が割安となっています。

> お支払いいただく保険料は全額 損金処理することができます。 (2020年11月現在)

「環境汚染補償特約」により補償拡大! (地質調査業務料率の5%割増)

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度とは

当連合会の会員企業が日本国内で行った**地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務**に関し、業務の**発注者に引き渡した調査報告書、設計図等の成果物**に起因して、**業務の発注者**(国、地方公共団体、民間発注者等)または**第三者**(例えば通行人、施工業者従業員等)から保険期間中に損害賠償請求を受けた場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

この保険は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会(全地連)が保険契約者となる団体契約です。 ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会の会員企業に限ります。
◇記名被保険者	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会の会員企業に限ります。

この保険へのご加入は企業単位となります。

■対象となる業務は

この保険で対象となる地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務とは次のものをいいます。地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務はもれなくご加入ください。(一部業務を除くことはできません。)

地質調査業務: 地質または土質に関する資料等の提供およびこれに付随する業務。建築物の施工のた

めに実施する地質調査、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務(注)も含みます。

(注)「地質調査業者登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている地質調査業者が行った 業務に限ります。

土木設計業務: 土木工事の設計もしくは監理または土木工事および構造物の維持管理に関する調査・

企画・立案もしくは助言を行う業務^(注)

土木構造物と従属関係にある付属建物および従属しない建築物の設計業務は対象となりません。

(注)「建設コンサルタント登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている建設コンサルタント業者が行った業務に限ります。

測量業務:次の①~④のいずれかに該当する単独で受託した測量業務。

- ①基本測量(測量法第4条)
- ②公共測量(同法第5条)
- ③基本測量および公共測量以外の測量(同法第6条)
- ④局地的測量または高度の精度を必要しない測量(同法施行令第1条)
- (注) 地質調査業務または土木設計の一部として行った測量業務(単独でない)の場合は、地質調査業務または土木設計業務として扱います。

欄コンサルタント登録規程(建設省告示第千三百四十一号)第二条に規定する 補償業務およびこれに付随する業務^(注)。

(注)「補償コンサルタント登録規程」に基づき、国土交通省に登録されている補償コンサルタント業者が行った業務に限ります。

■対象となる成果物は

この保険で対象となる調査報告書、設計図等の成果物とは次のものをいいます。

地質調査業務の場合:被保険者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書等

*次のものは対象となりません。

○日本国外で行われる地質調査にかかる書面

土木設計業務の場合:被保険者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等

の設計図、調査報告書またはその他の書面

*次のものは対象となりません。

○建築基準法第2条第1号に規定する建築物の設計にかかる書面

○日本国外で施工される土木工事にかかる書面

○地質もしくは土質にかかる調査報告書

○指定仮設備(設計図書の定めまたは監督職員の指示により成果物に基づき 施工される仮設備)以外の仮設備にかかる書面

測量業務の場合:被保険者と発注者との契約の目的となった測量成果または測量記録

*次のものは対象となりません。

○日本国外で行われる測量業務にかかる書面

補償コンサルタント業務の場合:被保険者と発注者との契約の目的となった説明業務にかかる資料 (注)、相談

業務にかかる資料(注)、調査報告書もしくはその他の書面等。

(注) データを含みます。

*次のものは対象となりません。

○日本国外で行われる補償コンサルタント業務にかかる書面

■会員企業の事故例(本制度における保険金支払事例)

ひとたび発生すると賠償額は巨額です。

業務の種類	事故の概要	保険金認定額
設計	わん曲した陸橋の施工中、施工会社より、内側部・外側部の強度計算に誤りがあることが指摘された。設計の際、陸橋が曲線であることおよび地震時の上下動による強度の検討がなされていなかったことが判明した。 そのため、橋脚2か所でPCアンカー鋼棒の追加設置および支承寸法の拡大に要する追加工事費用の損害賠償請求を受けた。	約7,742万円 免責金額:300万 縮小支払割合:90%
地質調査	プレキャストボックス施工に伴う地質調査を実施。施工から約3か月経過後、ボックスの沈下およびコンクリートの一部亀裂を確認。原因確認のため地質調査を実施したところ、事前調査では未確認だった軟弱地盤を確認。 沈下防止に向けての基礎工事などを実施し、その費用約3,600万円の損害賠償請求を受けた。	約1,000万円 免責金額:300万 縮小支払割合:100%
設計	水道施設の設計報告書の検査時、設計計算書と設計図面に差異を発見。詳細調査の結果、配筋図や構造計算書に不適合箇所が認められた。施工中の水道施設は補強工事が必要となり、約7,000万円の損害賠償請求を受けた。	約5,420万円 免責金額:100万 縮小支払割合:90%
地質調査/設計	調査・設計報告書をもとに岸壁を施工した結果、岸壁に変位が生じた。原因調査をしたところ、土質断面の推定評価と実際の強度に大きな乖離があり、岸壁基礎地盤にすべりが発生したことが判明。調査・設計を担当した業者は、修復工事費用約1,600万円の賠償請求を受けた。	約1,240万円 免責金額:300万 縮小支払割合:100%
設計	橋梁の施工中に、その設計計算の誤りを発見。橋梁の補強工事が必要となった。 設計業者は、発注者から補強工事費用の損害賠償請求を受け、 約5,400万円を支払うことで和解した。	約4,950万円 免責金額:50万 縮小支払割合:100%
地質調査/設計	樋門設計において、地質調査による腐植土の評価の誤りとともに、強度の単位などの記載誤りのため、樋門竣工後に函体が沈下した。 沈下により損傷した樋門・函体の補償に要した工事費用約1億 2,000万円などの損害賠償請求を受けた。	約9,100万円 免責金額:100万 縮小支払割合:90%

〈ご参考〉支払保険金算出方法

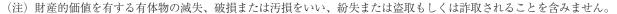
(保険金認定額 - 免責金額) × 縮小支払割合

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した地質調査業務・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務に関し、発注者に引き渡した調査報告書・設計図・測量成果等の成果物に起因して、次のいずれかに該当する場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 第三者(発注者を除きます)の身体の障害または財物の損壊等 (注) に関し、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合。
- ② 書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより、発注者等より被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。



(1) 地質調査業務の場合の対象事例

〈発注者に対する損害賠償責任〉

- ●地質調査成果物の欠陥により、施工のやり直し等余分に負担した施工費用
- ●地質調査成果物の欠陥により、設計のやり直し等余分に負担した設計費用

〈第三者に対する損害賠償責任〉

- ●地質調査成果物の欠陥により、土木構造物等が倒壊または崩落し、第三者が負傷または死亡した 場合
- ●地質調査成果物の欠陥により、土木構造物等が倒壊または崩落し、隣接する第三者所有の建物が 損傷した場合 等
- *この保険では、地質調査成果物の欠陥により、第三者(業務の委託者は除きます。)の身体あるいは財物に損害を与えた場合に対象となり、地質調査の現場作業中の第三者への損害賠償は対象となりません。 地質調査の現場作業中の第三者への損害賠償については「第三者賠償補償制度」をご利用ください。

(2) 土木設計業務の場合の対象事例

〈発注者に対する損害賠償責任〉

- ●土木構造物の施工中または完成後に、成果物(設計)の欠陥が発見され、構造物の補修が必要となった場合の施工費用
- ●成果物(設計)の欠陥により、土木構造物の強度が不足し、補強工事等が必要になった場合の追加工事に関する設計費用 等

〈第三者に対する損害賠償責任〉

- ●設計の欠陥により、施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が壊れ通行中の第三者が 負傷または死亡した場合
- ●設計の欠陥により、施工中および完成後に土木構造物が倒壊または崩壊し隣接する第三者が所有する建物が損傷した場合
- ●設計の欠陥により、施工中の土木構造物が倒壊または崩壊し、作業中の建設業者従業員が負傷または死亡した場合 等

(3) 測量業務の場合の対象事例

〈発注者に対する損害賠償責任〉

●測量の欠陥により、土木構造物の施工開始後の構造物の補修が必要となった場合の施工費用 等

〈第三者に対する損害賠償責任〉

- ●測量の欠陥により、施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が 壊れ通行中の第三者が負傷または死亡した場合
- ●測量の欠陥により、施工中および完成後に強度不足となった土木構造物が 倒壊または崩壊し隣接する第三者が所有する建物が損傷した場合 等
- ※地質調査または土木設計業務の一部として行った測量業務(単独で受託した測量業務 ではない)の場合は、地質調査業務または土木設計業務として対象となります。

(4) 補償コンサルタント業務の場合の対象事例

●補償コンサルタント成果物の欠陥による発注者に対する損害賠償責任およ び第三者に対する損害賠償責任。 等



等



■保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ③ 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、または航空機、昇降機、自動車、船舶または車両 の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
 - ④ 被保険者、その使用人または業務の補助者の犯罪行為または被保険者が他人に損失を与えるべきことを予見しながら行った行為によって生じた損害賠償責任
 - ⑤ 騒音、振動またはじんあいによって生じた損害賠償責任
 - ⑥ 環境に与えた損失に起因する損害賠償責任
 - → 環境汚染補償特約をセットすることにより、一部を補償することが可能です。
 - ⑦ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償責任
 - ⑧ 業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用にかかる損害賠償責任
 - ⑨ 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任

等

- (2) 成果物に基づき建造された構造物(以下「構造物」といいます。)について次のいずれかに該当する事由によって生じた損壊等^(注)に起因して被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変また は暴動
 - ② 地震、噴火もしくはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性による事故
- (3) (2) に規定する事由によって生じた構造物の損壊等 (注) が拡大したことによって被保険者が被る損害および発生原因がいかなる場合でも構造物の損壊等 (注) がこれらの事由によって拡大したことによって被保険者が被る損害およびこれらの事由がなければ発見されなかった構造物の損壊等 (注) に起因して被保険者が被る損害についても保険金を支払いません。
- (注)滅失、破損、汚損または欠陥をいいます。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店「(株)ジオ・ビジネスサービス」または引受保険会社までお問合わせください。

環境汚染補償特約により補償を拡大!(オプションで加入)

この特約は、基本契約では補償の対象外(免責)となっている以下の損害を追加補償します!

被保険者の調査業務に関し、発注者に引き渡された成果物に起因して、業務対象となった土壌から有害物質が徐々に拡散(排出、浸潤、流出、もしくは溢(いっ)出)したことにより、第三者の土地、工作物が汚染された場合や、漁業権または水利権を侵害した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

1請求・保険期間中支払限度額

環境汚染補償特約の支払限度額は「基本加入タイプの1請求・保険期間中支払限度額」に応じた下表の通りとなります。

基本加入タイプの1請求・保険期間中支払限度額	特約部分の1請求・保険期間中支払限度額
3,000万円の場合	1,500万円
5,000万円の場合	2,500万円
1 億円以上の場合	5,000万円

注)基本契約の加入タイプに免責金額の設定がある場合は、特約についても基本契約に適用されている免責金額と同一の免責金額が適用されます。また、基本契約で縮小支払割合の設定がある場合は、特約についても基本契約に適用されている縮小支払割合と同一の縮小支払割合が適用されます。

保険料

特約保険料は地質調査業務料率の「5%割増」となります。

■お支払いの対象となる損害

		G C
	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者	The state of
①損害賠償金	に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請	
	求権者に対する遅延損害金を含みます。)	
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止	
少須古的止其用	のために必要または有益であった費用	
	発生した事故について、他人から損害の賠償を受け	
③権利保全行使費用	ることができる場合に、その権利を保全または行使	
	するために必要な手続に要した費用	
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体	を害した場合における被害者
④糸忌拍旦其用	の応急手当等)に要した費用	
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、	引受保険会社へ協力するため
(1) 大型 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	に要した交通費や通信費等の費用	
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁	詳護士報酬等の費用

上記①から④および⑥の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額に加入者証記載の縮小支払割合を乗じて得られた金額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

■年間包括方式とは

この保険は、被保険者が行う地質調査・土木設計・測量業務・補償コンサルタント業務を包括的に対象としますので、業務ごとに保険を手配する必要はありません。

したがって、特定の業務のみを対象とする、あるいは一部の業務を除外する等の契約はできません。

保険期間と保険金をお支払いする損害の関係は

■保険期間は2021年3月1日より1年間です。

毎月1日付での中途加入が可能です。なお、満期時に継続加入手続を行っていただきます。

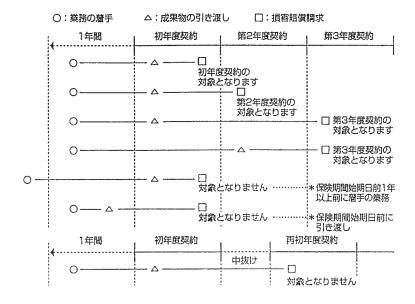
■保険金お支払いの条件について

この保険契約では、被保険者が保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受けることが条件となります。 その時点でご加入されている契約内容にしたがって保険金をお支払いします。

2021年3月1日に新規でご加入の場合

保険の対象となる業務は、最初の保険契約の保険期間開始日前1年以内に着手し、保険期間中(継続契約を含む)に成果物が引渡される業務です。即ち、2020年3月1日以降に着手し、かつ2021年3月1日以降に業務の委託者に成果物を引渡すことになっている業務です。

なお、次年度以降引続きご加入いただきますと、今回、保険の対象となった業務についても、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合には、保険金のお支払いの対象となります。



保険金のお支払方法は

地質調査・土木設計業務・測量業務・補償コンサルタント業務の責任を問われた場合は、次の算式によって支払保険金を計算します。ただし、契約の際に設定する1請求・保険期間中支払限度額が上限となります。

- (注1) 1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。
- (注2) 1請求・保険期間中支払限度額とは、1請求についてお支払いする保険金の限度額および保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額です。
- (注3)協力費用については、支払限度額の適用はありません。

お支払保険金=

権利保全行使費用 損害防止費用 損害賠償金+ 緊急措置費用 争 訟費 用

■計算例 1

1請求・保険期間中支払限度額:1億円

免責金額:100万円 縮小支払割合:90% 損害賠償金:7,000万円

権利保全行使費用、損害防止費用、緊急措置費用、協力費用:0円

争訟費用:1.000万円

支払保険金 = $(7.000万円 + 1.000万円 - 100万円) \times 90\% = 71.100.000円$

■計算例2

上記の例において1請求・保険期間中支払限度額が5,000万円の場合

71,100,000円>50,000,000円 であるため

支払保険金=50,000,000円

(注) 縮小支払割合は90%とします。ただし、継続契約で割引 (12ページをご参照下さい。)が上限の-25%に達した場合は、縮小支払割合を設定しない(100%)ことも選択いただけます。(この場合は、保険料を計算する団体割引・縮小支払割合等調整率は、縮小支払割合を設定しない場合の調整率を使用します。)

保険料は

払込みいただく保険料は、**ご加入タイプ**と**業務別**(地質調査・土木設計・測量・補償コンサルタント業務)**の売上高**によって決まります。(保険料計算シート(1)(2)(3)を別添しています。)

年間適用保険料=修正売上高×適用料率×加入タイプ別係数

×団体割引・縮小支払割合等調整率×(事故割増引率) (継続の場合)

*年間適用保険料は円位を四捨五入し10円単位にします。

- (注)事故割増引率については、12ページ以降をご参照ください。
- (注)保険料の計算は、(1)地質調査・土木設計と(2)測量と(3)補償コンサルタント業務とで別に算出します。

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値(売上高)」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ○ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。
- ○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

■修正売上高

地質調査業務と土木設計業務および単独で受託した測量業務、補償コンサルタント業務各々の業務会計の売上高を申告いただき、その額に応じて保険料計算上の修正を行います。(修正売上高は地質調査業務・土木設計業務の合計と、単独で受託した測量業務、補償コンサルタント業務別に計算します。)

修正する手順

(1) 業務別売上高の申告

直近の決算期におけるそれぞれの年間売上高(百万円単位)をご申告いただきます。

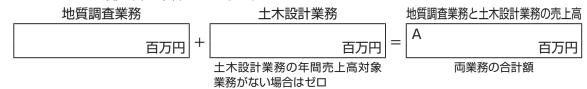
〈売上高申告の基準〉

地質調査業務:地質調査業者登録規程の現況報告書の完成調査収入ならびに建設コンサルタント登

録規程の現況報告書の「土質及び基礎」部門と「地質」部門の売上高を基準に地質 調査の売上高を申告いただきます。<u>なお、地質調査の売上高には、土壌・地下水汚</u>

染状況調査、汚染処理計画業務の売上高を含みます。

土木設計業務:建設コンサルタント登録規程で定められた登録部門について、現況報告書で報告した売上高を申告いただきます。



測量業務:単独で受託した測量業務の売上高を申告して下さい。国土交通省に提出した直近の 測量業務現況報告書の売上高を基準に売上高を申告いただきます。

測量業務の売上高 A 百万円 **欄コンサルタント登録**規程で定められた現況報告書で報告した売上高を申告いただきます。

補償コンサルタント業務の売上高

A 百万円

(2) 修正売上高の算出

上記で求められた地質調査業務と土木設計業務の売上高A、および測量業務・補償コンサルタント業務の売上高A別に、修正を加え修正売上高を算出します。

修正売上高算出方法

売上高の範囲	算出式	売上高の範囲	算出式
A≦ 10百万F		1,000百万円 <a≦ 3,000百万円<="" th=""><th></th></a≦>	
10百万円 <a≦ 25百万円<="" th=""><th></th><th>0,000 [], 1, 1, 1 []</th><th></th></a≦>		0,000 [], 1, 1, 1 []	
25百万円 <a≦ 100百万円<="" th=""><th>0.42A + 9.25</th><th>8,000百万円 <a≦ 20,000百万円<="" th=""><th>0.0210A+476.25</th></a≦></th></a≦>	0.42A + 9.25	8,000百万円 <a≦ 20,000百万円<="" th=""><th>0.0210A+476.25</th></a≦>	0.0210 A +476.25
100百万円 <a≦ 200百万円<="" th=""><th>0.38A + 13.25</th><th>20,000百万円 <a≦ 50,000百万円<="" th=""><th>0.0140A+616.25</th></a≦></th></a≦>	0.38A + 13.25	20,000百万円 <a≦ 50,000百万円<="" th=""><th>0.0140A+616.25</th></a≦>	0.0140 A +616.25
200百万円 <a≦ 500百万円<="" th=""><th>0.25A + 39.25</th><th>50,000百万円 <a< b=""></a<></th><th>0.0065A+991.25</th></a≦>	0.25A + 39.25	50,000百万円 <a< b=""></a<>	0.0065 A +991.25
500百万円 <a≦1,000百万円< th=""><th>0.15A+89.25</th><th></th><th></th></a≦1,000百万円<>	0.15 A +89.25		

10万円単位四捨五入100万円単位

■適用料率

対象となる業務ごとに業務別適用料率を算出し、合算したものが適用料率となります。

算出する手順

(1) 業務別適用料率の算出(地質調査業務・土木設計業務)



補償コンサルタント業務適用料率

3,500 _円

■加入タイプ別係数

お申込みの**1請求・保険期間中支払限度額と1請求あたりの免責金額**にしたがって加入タイプを下表より選択いただきます。表中の数値が加入タイプ別係数です。

加入タイプとタイプ別係数

	1 請求·保険期間中支払限度額	3億円	1 億円	5,000万円	3,000万円
	なし	3.92 (A0)	2.52 (B0)	1.91 (CO)	1.55 (D0)
請求あ	50万円	3.77 (WO)	2.37 (X0)	1.76 (Y0)	1.40 (ZO)
たり	100万円	3.64 (W1)	2.24 (X1)	1.63 (Y1)	1.27 (Z1)
免責金額	300万円	3.41 (W3)	2.01 (X3)	1.40 (Y3)	1.04 (Z3)
額	500万円	3.27 (W5)	1.87 (X5)	1.26 (Y5)	0.90 (Z5)

- (注1)()内の記号は加入タイプの名称です。
- (注2) 1請求・保険期間中支払限度額とは、1請求についてお支払いする保険金の限度額および保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額です。

- (注3) 免責金額とは、被保険者自身が負担する1請求あたりの金額です。
- (注4) 1 請求・保険期間中支払限度額は1,000万円以上3億円以内の金額の範囲内で設定いただきます。
- (注5) 1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務 に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。
- (注6) 免責金額は、上表の加入タイプの他、①保険期間中支払限度額が5,000万円超1億円までの場合には、1,000万円までの設定が可能です。②保険期間中支払限度額が1億円超の場合には、1,000万円超の設定も可能です。 *上表以外の金額を希望する場合の係数につきましては、取扱代理店までご照会ください。

■団体割引・縮小支払割合等調整率

団体割引・縮小支払割合等調整率

0.5888

※縮小支払としない場合(事故割引率25%)の団体割引等調整率は0.64です

■事故割増引率

(1)無事故の場合

保険期間中の1年間、無事故の場合に保険料を翌年度10%割引します(当初の「事故割増引率」1.00を0.90とします)。無事故割引は累計で最大25%です(「事故割増引率」0.75)。

- (注)・無事故とは、新規加入の場合、本保険制度の始期日、3月1日からの保険期間である1年間に、支払保険金およびお支払予定の保険金がゼロであることをいいます。(下記【例1】)
 - ・中途加入の場合、中途加入後、翌保険年度末まで支払保険金およびお支払予定の保険金がゼロであることをいいます。(下記【例2】)
 - ・その後の継続は前年の10月末から過去1年間において、支払保険金およびお支払予定の保険金がゼロであることをいいます。(下記【例3】【例4】)

(保険金のお支払いがあった場合は、「(2)保険料のお支払いがあった場合(13ページ)」が適用されます。)

【例1】2021年3月1日より新規でご加入の場合

2021.3.1 新規ご加入 事故割増引率 1.00 2022.3.1 継続 事故割増引率 0.90

← 1年間 無事故

【例2】中途加入の場合 2021年6月1日より中途加入

2021.6.1 中途加入 事故割増引率 1.00 2022.3.1 継続 事故割増引率 1.00 2023.3.1 継続 事故割増引率 0.90

一 中途加入期間 →← 1年間

ともに無事故

【例3】継続の場合(前年の事故割引率0.90の場合)

前年2020.3.1 継続 事故割増引率 0.90 2021.3.1 継続 事故割増引率 0.80

↑前年10月末から過去1年間 無事故

【例4】継続の場合(前年の事故割増引率0.80の場合)

前年2020.3.1 継続 事故割増引率 0.80 2021.3.1 継続 事故割増引率 0.75

↑前年10月末から過去1年間 無事故

(2) 保険金のお支払いがあった場合

保険金のお支払いがあった場合、翌年から下記のご加入条件が適用されます。

- ①過去3年間の保険金の支払金額が1,000万円未満の場合、翌年度以降の保険料に下表の事故割増引率を適用します。
 - (注) その後、無事故の場合は割増引率は減少します。
- ②過去3年間の保険金の支払金額が1,000万円以上の場合、翌年度以降の保険料に下表の事故割増引率を適用し、免責金額・縮小支払割合を変更させていただきます。
 - (注)変更した免責金額・縮小支払割合の適用期間は、3年間です。

翌年度以降の事故割増引率

(注)過去3年間の	直近の事故	翌年度の	その後、	、前年無事故	女の場合の割	増引率						
保険金の支払額	割増引率	事故割増引率	2年目	3年目	4年目	5年目						
1,000万円未満	1.00以上	1.30	前年	前年	前年	前年						
	1.00未満	直近割増引率+0.30	▲0.10	▲0.10	▲0.10	▲0.10						
1,000万円以上	1.00以上	1.50	前年	前年	前年	前年						
2,000万円未満	1.00未満	直近割増引率+0.50	▲0.10	▲0.10	▲0.30	▲0.10						
2,000万円以上	1.00以上	1.70	前年	前年	前年	前年						
5,000万円未満	1.00未満	直近割増引率+0.70	▲0.10	▲0.10	▲0.50	▲0.10						
5,000万円以上	1.00以上	2.00	前年	前年	前年	前年						
	1.00未満	直近割増引率+1.00	▲0.20	▲ 0.20	▲ 0.20	▲0.40						
団体制度全体の 運営に著しく影 響がある場合			支払額、事故発生頻度等を勘案し、個別に設定します。 る割増引率、免責金額・縮小支払割合の変更等が適用されま									

(注) 2020年10月末から過去3年間にお支払いすることが確定した金額をいいます。

- 例1) 現在、割増引率0.75が適用されていて、保険金500万円のお支払いがあった場合、翌年度の割増引率は1.05です。
- 例2) さらに翌年度、保険金1,000万円のお支払いがあった場合(合計保険金1,500万円)、翌々年度の割増引率は1.50です。(直近の割増引率は1.00以上に該当)

■保険金のお支払いがあった場合の翌年度以降の免責金額・縮小支払割合

過去3年間に1,000万円以上の保険金のお支払いがあった場合、その後3年間、次の免責金額・縮小支払割合を適用します。(1,000万円未満の場合は、変更はありません。)

免責金額………1,000万円または支払限度額の10%の、いずれか低い額とします。

縮小支払割合……縮小割合を10%増加します。

例) 支払限度額5,000万円、免責金額100万円、縮小支払割合90%のご契約で過去3年間に3,000万円 の保険金支払いがあった場合、翌年度は次のご加入条件となります。

翌年度……支払限度額5,000万円 免責金額500万円、縮小支払割合80% (翌年度より、3年間適用します。)

■保険料計算例

加入タイプ:(X1)タイプ (1請求・保険期間中支払限度額 1億円 免責金額 100万円 縮小支払割合 90%) 新規ご加入 環境汚染補償特約セット(特約部分の1請求・保険期間中支払限度額 5,000万円) 年間売上高: ○地質調査業務売上高 180百万円 (直近決算期) ○土木設計業務売上高 100百万円 (地質調査委業務・土木設計業務の合計売上高 280百万円) ○測量業務(単独)売上高 25百万円 ○補償コンサルタント業務売上高 15百万円 ●修正売上高 地質調査·土木設計 0.25×280百万円+39.25=109.25→109百万円 (十万円位四捨五入 百万単位) 0.65×25百万円+3.50=19.75→**20百万円** (十万円位四捨五入 百万単位) 補償コンサルタント 0.65×15百万円+3.50=13.25→13百万円 (+万円位四捨五入 百万単位) ●適用料率 ○地質調査業務適用料率 180百万円× 5,150÷280百万円=3,310 (円位四捨五入 10円単位) ○土木設計業務適用料率 100百万円×11,100÷280百万円=3,960 (円位四捨五入 10円単位) 合計 7,270 ○測量 1,500 (円位四捨五入 10円単位) (円位四捨五入 10円単位) ○補償コンサルタント 3,500 ●加入タイプ別係数 2.24 ●団体割引·縮小支払割合等調整率 0.5888 ●年間適用保険料 地質調査·土木設計 109百万× 7,270×2.24×0.5888=1,045,150円 (円位四捨五入 10円単位) 測量(単独) 20百万× 1,500×2.24×0.5888= **39,570円** (円位四捨五入 10円単位) 補償コンサルタント 13百万× 3,500×2.24×0.5888= **60,010円** (円位四捨五入 10円単位) 合計 1,144,730円 ●分割払い保険料(月払い) 地質調査・土木設計 109百万× 7,270×2.24×0.5888× $\frac{1}{12}$ =87,100円 (円位四捨五入 10円単位) 測量(単独) 20百万× 1,500×2.24×0.5888× ¹/₁₂ = **3,300円** (円位四捨五入 10円単位) 補償コンサルタント 13百万× 3,500×2.24×0.5888× $\frac{1}{12}$ = **5,000円** (円位四捨五入 10円単位) 合計 95,400円

実際の保険料算出につきましては添付の**保険料計算シート**をご利用下さい。

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度保険料の目安

※事故割増引は適用されておりません

加入タイプ名

保険期間	引中支払限度額	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	なし	AO	B0	CO	D0
1 事故あたり	50万円	WO	XO	YO	ZO
	100万円	W1	X1	Y1	Z1
免責金額	300万円	W3	ХЗ	Y3	Z3
	500万円	W5	X5	Y5	Z5

1. 地質調査業務(単位:万円)

タイプ 修正前	AO	во	CO	DO	WO	W1	W3	W5	XO	X1	ХЗ	X5	YO	Y1	Y3	Y5	ZO	<i>Z</i> 1	Z3	Z5
売上高	, .0								, (0	, , ,	,	,	. 0		. 0	. 0				
5,000万円	34	22	17	13	33	32	30	28	21	19	17	16	15	14	12	11	12	11	9	8
10,000万円	58	37	28	23	55	54	50	48	35	33	30	28	26	24	21	19	21	19	15	13
20,000万円	101	65	49	40	97	93	88	84	61	58	52	48	45	42	36	32	36	33	27	23
30,000万円	129	83	63	51	124	120	112	108	78	74	66	62	58	54	46	41	46	42	34	30
40,000万円	157	101	77	62	151	146	137	131	95	90	81	75	71	65	56	51	56	51	42	36
50,000万円	185	119	90	73	178	172	161	155	112	106	95	88	83	77	66	60	66	60	49	43
100,000万円	270	174	132	107	260	251	235	225	163	154	139	129	121	112	97	87	97	88	72	62
200,000万円	372	239	181	147	358	346	324	310	225	213	191	178	167	155	133	120	133	121	99	85
300,000万円	474	305	231	187	456	440	412	395	287	271	243	226	213	197	169	152	169	154	126	109
500,000万円	576	370	280	228	554	535	501	480	348	329	295	275	258	239	206	185	206	187	153	132

2. 土木設計業務(単位:万円)

—		٠.	.—																	
タイプ																				
修正前	AO	ВО	CO	DO	WO	W1	W3	W5	XO	X1	ХЗ	X5	YO	Y1	Y3	Y5	ZO	Z1	Z3	Z5
売上高																				
5,000万円	77	49	37	30	74	71	67	64	46	44	39	37	35	32	27	25	27	25	20	18
10,000万円	131	84	64	52	126	121	114	109	79	75	67	62	59	54	47	42	47	42	35	30
20,000万円	228	147	111	90	219	212	198	190	138	130	117	109	102	95	81	73	81	74	60	52
30,000万円	292	188	142	115	281	271	254	244	177	167	150	139	131	121	104	94	104	95	77	67
40,000万円	356	229	174	141	342	331	310	297	215	203	183	170	160	148	127	114	127	115	94	82
50,000万円	420	270	205	166	404	390	366	350	254	240	215	200	189	175	150	135	150	136	111	96
100,000万円	612	394	298	242	589	569	533	511	370	350	314	292	275	255	219	197	219	198	162	141
200,000万円	843	542	411	333	811	783	733	703	510	482	432	402	378	350	301	271	301	273	224	194
300,000万円	1073	690	523	424	1032	997	934	895	649	613	550	512	482	446	383	345	383	348	285	246
500,000万円	1304	838	635	516	1254	1211	1134	1088	788	745	669	622	585	542	466	419	466	422	346	299

3. 測量業務(単独で受託した測量業務)(単位:万円)

修正前 売上高	タイプ	AO	во	СО	DO	WO	W1	W3	W5	XO	X1	ХЗ	X5	YO	Υl	Y3	Y5	ZO	Z1	Z3	Z5
2,000	0万円	5.9	3.8	2.9	2.3	5.7	5.5	5.1	4.9	3.6	3.4	3.0	2.8	2.6	2.4	2.1	1.9	2.1	1.9	1.6	1.4
5,000	0万円	10.4	6.7	5.1	4.1	10.0	9.6	9.0	8.7	6.3	5.9	5.3	5.0	4.7	4.3	3.7	3.3	3.7	3.4	2.8	2.4
10,000	0万円	17.7	11.4	8.6	7.0	17.0	16.4	15.4	14.7	10.7	10.1	9.1	8.4	7.9	7.3	6.3	5.7	6.3	5.7	4.7	4.1

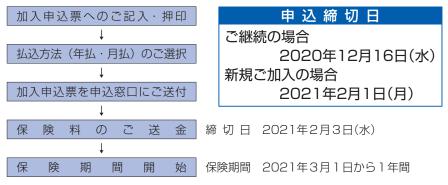
4. 補償コンサルタント業務(単位:万円)

タイプ																				
修正前	AO	BO	CO	DO	WO	W1	W3	W5	XO	X1	ХЗ	X5	YO	Y1	Y3	Y5	ZO	Z1	Z3	Z5
売上高																				
2,000万円	14	8.8	6.7	5.4	13	13	12	11	8.3	7.8	7	6.6	6.1	5.7	4.9	4.4	4.9	4.4	3.6	3.2
5,000万円	24	16	19	9.6	23	23	21	20	15	14	12	12	11	10	8.7	7.8	8.7	7.9	6.4	5.6
10,000万円	41	26	20	16	40	38	36	34	25	24	21	20	18	17	15	13	15	13	11	9.5

(注)上記 1. および 2. の表は「地質調査業務のみ加入」または「土木設計業務のみ加入」の場合の保険料であり、あくまでも保険料の目安を示したものです。両業務を行われている場合は合計売上高の修正の関係で、両業務の単純な合計よりも保険料が安くなります。貴社の保険料の算出については、添付の計算シートをご活用ください。

お申込方法は

ご加入の対象者は、全地連傘下の各地区協会の会員企業に限ります。2021年3月1日からの加入をご 希望の場合、お申込みの流れは次のとおりです。



※中途加入については17ページをご参照下さい。

■加入申込票へのご記入・押印

ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。



■保険料のお支払方法

●保険料のお支払方法は、年払(一括払)、月払(預金口座自動振替)のいずれかとなります。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書およびお支払いに関する必要書類を送付します。

①年払 (一括払)

●ご継続の場合・新規ご加入の場合いずれも銀行振込により、下記の指定口座に2021年 2月3日(水)までにお振込ください。

②月払(預金口座振替)

- ●年間保険料を12回に均等分割してお支払いいただきます。(分割払による割増はありません。)
- ●口座振替の概要
 - (イ)預金口座振替日 毎月22日(休日の場合は翌営業日)
 - (ロ)振 替 名 義 りそな決済サービス(株)
 - (ハ) 振 替 手 数 料 全地連全額負担
 - (二)預金口座振替払いに関する届出書(新規加入企業様のみ必要)

●払込方法

(イ) ご継続の場合

2021年1月22日(金)より2021年度の月額保険料の引落を開始いたします。

(ロ) 新規ご加入の場合

2021年2月3日(水)までに月額保険料の2か月分を下記記載の指定口座にお振込ください。 保険料引落開始は、2021年3月22日(月)となります。

<お支払スケジュール例>

	1月	2月	3月	4月	5月~12月
ご継続	1 回目引落し (1/22)	2回目引落し (2/22)	3回目引落し (3/22)	4回目引落し	5回目~12回目
新規ご加入		2/3までに 初回2か月分を下記 指定口座にお振込	口座引落開始 3回目 (3/22)	(4/22)	毎月22日に 引落し

^{※「}保険料」は保険契約者である全地連が、ご加入者(被保険者)様に代わって保険会社との間で保険契約を締結し、支払う保険料に充当するためのものです。したがって、保険契約者(全地連)へのお支払手続が遅れますと保険契約の効力が発生しないおそれがありますので所定の期日の厳守をお願いいたします。

■加入申込票のご送付

加入申込票は下記申込窓口へご送付下さい。

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F **一般社団法人 全国地質調査業協会連合会**

■保険料のご送金

保険料の指定口座へのお振込は、下記銀行口座にご送金下さい。

銀行名	三菱UFJ銀行 本郷支店
口座名	(社) 全国地質調査業協会連合会
口座番号	普通預金 319462

■中途加入の手続

2021年3月1日以降、ご加入される場合の手続は次のとおりです。

- ①中途加入は2021年4月1日より毎月1日付とし、2022年3月1日までが保険期間となります。
- ②中途加入保険料は、月割により算出します。(月額保険料×保険期間月数)

〈一括払の場合〉

③毎月15日までに加入申込票を提出し、一括払保険料を当月25日までにお振込ください。翌月1日より保険期間が開始します。

〈月払の場合〉

④毎月15日までに加入申込票を提出し、月額の2回分保険料を当月25日までにお振込ください。翌月1日より保険期間が開始します。以降、毎月自動振替させていただきます。

*詳しくは別途お問合わせ下さい。

ご加入にあたっての留意点

- ●申込人(ご加入申込人)と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、この書面に記載された事項につき重要な事項を被保険者にも必ずご説明ください。
- ●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●保険会社破綻時等の取扱い
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収 証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みい ただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社 (海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

万一事故が発生したら… まずはご一報を!!

万一事故が発生した場合、三井住友海上・取扱代理店が事故の円満解決に向け会員企業様のバックアップを図って参ります。事故対応の流れ概要を以下のとおりまとめましたのでご参考までにご覧ください。

- *本概要は、一般的な流れをご説明したもので実際の事故の際には個々に異なったケースが発生しますが、その都度、三井住友海上・取扱代理店からサポートさせていただきます。
- *全地連は、三井住友海上・取扱代理店と共に、会員企業様への適切なアドバイス、相談の受付など、 事故対応に際し協力援助を行っていきます。

事故発生 三井住友海上 相手方 会員企業 STEP 1 事故受付 STEP2 事故報告 STEP3 三井住友海上から連絡 初期対応の検討 ・今後の対応のポイント等検討 STEP4 · 情報収集 STEP5 ·情報の受付 ・損害状況、原因等調査 ・賠償責任の有無・程度、今後 の調査・対応ポイントの検討 ・損害立証書類の取付 事故審查会 賠償責任の有無・賠償額について事故審査会で 審議の上、公正かつ適正に決定します。 STEP6 全地連 解決支援 解決交渉 ジオ・ビジネスサービス 示談締結(賠償金支払) 賠償内容(額)、交渉方法の検討 保険金請求 保険金支払 保険金受領

〈事故対応のポイント〉

STEP 1

事故受付

賠償事故の最も重要なポイントです。

- □ 貴社における事故対応窓口を集中し、電話のたらい回しや曖昧な対応を避けます。
- □ まず相手の主張に誠実に耳を傾け、その主旨・苦情の核心を的確に把握します。
- □ 相手との対応内容は必ず記録します。
- □ 事実確認ができない段階で安易な約束や責任を認める発言は控えます。

STEP 2

事故連絡

被害者側から受付けた事故連絡は、相手の主張、事業者側の事実認識・当面の対応等を所定の「事故報告書」(巻末に掲載)に記載し、直ちに取扱代理店または三井住友海上へ連絡願います。

三井住友海上で事故受付後ご契約内容の確認等行い、速やかにSTEP3を実施します。

STEP 3

三井住友海上から連絡

STEP2の会員企業様からの事故報告受付後、三井住友海上事故担当から連絡の上、今後の対応についてご相談させていただきます。

STEP 4

被害者側からの情報収集

賠償責任の有無や損害程度を把握するためには、正確な事実関係の把握に努めなければなりません。被害者を訪問し道義的な対応を尽くすことにより、被害者に好印象を与えるとともに、後日現場調査や状況聴取等を行うことがある旨申し入れます。

相手方より損害を立証する書類(診断書や修理見積書)を取り付けます。被害状況は写真などで記録します。一定以上の損害額(概ね30万円以上)や、事故の内容により三井住友海上が損害確認の必要性を認めた場合には、三井住友海上担当者や鑑定人、調査会社などが調査を実施します。

*実際の取付必要資料についてはSTEP3で事前に三井住友海上事故担当からご案内します。

STEP 5

賠償責任検討

提出された損害立証書類や調査結果をもとに、会員企業様(被保険者)の負うべき法律上の 損害賠償責任の範囲を検討し、責任の有無、示談の方針(提示する損害賠償額、過失相殺の 主張等)、支払予定保険金を決定します。

*この保険では、高度に専門的で複雑な業務が対象となりますので、公正かつ適正な解決を 図るため、実務専門家・学識経験者で構成する「事故審査会」を設置し、責任の有無およ び範囲ならびに損害賠償額等について審査します。

STEP 6

解決交渉 示談金の支払 弁護士以外の者が示談を代行することは自動車保険などの一部例外を除き法律で禁止されているため、示談は会員企業様で自身で行っていただく必要があります。

- *三井住友海上は当然のことながら示談交渉上のアドバイスを最後までさせていただきます。
- □ 相手方と条件に折り合いがついた場合には示談書の取り交わしを行います。
- □ 万一交渉が難航したり、調停申立や提訴に移行する場合は、弁護士の紹介等を含め全面 的にバックアップさせていただきます。なお、会員企業様ご自身で弁護士を選任する場 合には、三井住友海上の事前の同意が必要となりますので、ご注意ください。

賠償額につき合意が成立した段階で、相手方へ損害賠償金をお支払いください。なお、示談書の取り交わしを行った場合には、賠償金の支払いに先立ち保険金請求をいただき、保険金を受領した後に相手方へ支払うことも可能です。

損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、 直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

①損害賠償請求を最初に知った時の状況

②申し立てられている行為 ③原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があ ります。

6金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う 場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は 取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害 の発生を確認する書類およびその他これに 類する書類 ^(注)	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および 損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による 間接損害を含みます。)の程度、損害の額 および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、 自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者お よび損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害 賠償の額および損害賠償金の支払いまた は保険金の支払いに関する損害賠償請求 権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する 権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費 用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める 書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を 行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・ 給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決 定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを 確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明 書もしくは代表者事項証明書

- ■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (注1) をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項 (注2) の確認を終えて保険金をお支払いします (注3)。
 - (注1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
 - (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、 保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認 が必要な事項をいいます。
 - (注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- ■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の 詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- ■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。

いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ(https://www.zenchiren.or.jp/)またはジオ・ビジネスサービスのホームページ (https://zenchiren-geo.dweblink.jp/index.aspx) をご覧ください。

~労働災害時の補償~

労災上積み補償制度 業務災害補償プラン 〜現場調査・工事に係る 賠償責任の補償〜 第三者賠償補償制度 汚染地盤修復工事賠償補償制度 ~報告書、設計書の瑕疵に係る 賠償責任の補償~ 地質コンサルタント総合かし 賠償補償制度

〜病気、ケガによる死亡保障〜 死亡保障制度 〜病気、ケガによる入院保障〜

医療保障制度

~長期の就業障害に備える~ 生涯収入サポート

2015年10月1日以降始期契約用

建設コンサルタント賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では建設コンサルタント賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご 確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まりま す。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入由込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼わています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読み いただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確 認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

商品の仕組み
賠償責任保険普通保険約款
+ 建設コンサルタント特別約款
+土木設計業務特約(自動セット)
+地質調査業務特約(自動セット)
+測量業務特約(自動セット)
+補償コンサルタント業務特約(自動セット)
+建設コンサルタント追加特約(自動セット)
+保険料確定特約(自動セット)
+縮小支払特約(自動セット)
+環境汚染補償特約(任意セット)(注)

(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な 特約」をご参照ください。

(2)補償内容

■被保除者

DO PRINCE				
保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約 で補償を受けられる方をいいます。)			
建設コンサルタント賠償責任 保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄 に記載された方が被保険者となりま す。			

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定 される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認くださ

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類を いい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これ らの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建 設コンサルタント賠償責任保険)」)の「保険金をお支払いする主な場合」 のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建 設コンサルタント賠償責任保険)」)の「お支払いの対象となる損害」のペ -ジをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建 設コンサルタント賠償責任保険)」)の「保険金をお支払いしない主な場 合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保 険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合 かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照くださ い。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合 わせください。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間を いいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保 険期間につきましては、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総 合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)または加入申 込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建 設コンサルタント賠償責任保険)」)をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定さ れます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。 お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレット本 文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント 賠償責任保険)」)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をい います。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設 コンサルタント賠償責任保険)」16ページ)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間 のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします が、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払 込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報 のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載 しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特 約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務•通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の 記載上の注意事項) 特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項につ いて事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には 告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引 受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険 に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実 を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない ことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類を いい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これ らの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加 入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその 内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされ た特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場 合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、 取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじ め(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞 なく) 取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあ りますので、十分ご注意ください。

〇保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合 ○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変 更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、こ 加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引 受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合 ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻 が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払 の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(「全地連地質コンサル タント総合かし賠償補償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の 方法により払込みください。記載の方法により**保険料を払込みいただけない** 場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建 設コンサルタント賠償責任保険)」6ページ)をご参照ください。なお、保険 金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払 わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないこ とがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷 害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこ ٤٥
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険 契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補 償制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の方法により払込みく ださい。パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償 制度(建設コンサルタント賠償責任保険)」)記載の方法により保険料を払 込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約 を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会 社に速やかにお申出ください。

- ■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れ い金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経 過期間分よりも少なくなります
- ■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料につ いて、追加のご請求をさせていただくことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設 コンサルタント賠償責任保険)」17ページ)をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コ ンサルタント賠償責任保険)」17ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「全地連地質コンサルタント総合かし賠償補償制度(建設コ ンサルタント賠償責任保険)」17ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

取扱代理店

株式会社 ジオ・ビジネスサービス

東京都千代田区内神田1丁目5-13 内神田TKビル3階 TEL: 03-3518-4900 FAX:03-3518-4901

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

【電話 】 平日 9:00~19:00 【受付時間】 土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結してい ます。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日 本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

賠償責任保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
ð	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の減失、破損まだは汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害およ び死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じ である他の保険契約または共済契約をいいます。
7	訂正の申出	告知事項(注)について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第7条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項とは、第7条(1)に定める告知事項をいいます。
^	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領まだは契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき 期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であっ て、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある 場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれか に該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保 険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者(注1)の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に 起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変、暴動(注2)、労働争議または騒擾に起因する損害賠 償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体(注3)または固体の排出、流出またはいっ出に起因する 損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(注4)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら れる状態をいいます。
- (注3) 気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (注4) ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条(損害の範囲および支払保険金)

(1) 当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法

① 損害賠償金	律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費 用	第23条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または 拡大の防止のために必要または有益な手段を講じ た後に法律上の損害賠償責任のないことが判明し たとき、その手段を講じたことによって要した費 用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護そ の他緊急措置のために要した費用、およびあらか じめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特則) (1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(2) 当社が、本条(1) ①から④までについて支払うべき保険金の額は、 1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、 保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度と します。

保険金 の額 = 本条(1)①から④までの合算額 - 保険証券記載 の免責金額

(3) 当社が、本条(1) ⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1 回の事故について、その全額とします。ただし、本条(1) ①の額が支払 限度額を超える場合は、本条(1) ⑥について支払うべき保険金の額は、 次の算式によって算出される額とします。

本条 (1) ⑥に ついて支払うべ き保険金の額 = 本条 (1) ⑥の額 × <u>支払限度額</u> 本条 (1) ①の額

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条(1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条 (保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、日本国内(保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。)において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込 書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込 書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかっ

- た場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ、保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2) に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険 に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2) の規 定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本 条(2) の規定を適用します。
- (5) 本条(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条(5) の規定は、本条(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第8条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる 事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の 発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すこと のできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当 社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事 実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) 本条(1) の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
- ② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1) に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条(4) の規定は、本条(1) の事実に基づかずに発生した事故に よる損害については適用しません。
- (注1)保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実は、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2)本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に 該当する場合を含みません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険 契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不 法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条 (保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を 解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険 料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条(当社による保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条(保険契約に関する調査)に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義 務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、 当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の 期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を 支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとし たこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、 上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
- (3) 本条(1) または(2) の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条 (保険料の精算)

- (1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって 定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保 険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条(1) および(2) の資料に基づいて算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を

返還または請求します。

(4) この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

751014 614 6147	3110C C1 1 C1 10C0 C C C C C C			
用語	説明			
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に 対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支 払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。			
② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。			
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者 が領収すべき金額の総額をいいます。			
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品ま たはサービスの対価の総額をいいます。			

(注)本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

は追加保険料を請求すること	当性が加に定める方法により体験料を返還なた こがあります。
区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1) により告げられた内容が 事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額 を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料とた額(注1)を返還または請求します。 ア・変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料と変更後の保険料との差額 イ・変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれか低い額を返還します。 (ア) 保険料との差額 既に払い込ます。 (ア) 保険料との差額 既に払い込まれた保険 (イ) 既に払い込まれた保険
	次のア. またはイ. のとおりとします。た

次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

ア. 変更後の保険料が変更前の保険料より も高くなる場合は、次の算式により算出 した額を請求します。

③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合

変更前の保険料 と変更後の保険 × 対応する短期 料との差額 料率(注2)

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料より も低くなる場合は、次の算式により算出 した(ア)または(イ)のいずれか低い 額を返還します。

変更前の 保険料と (ア) 変更後の 保険料と の差額 既経過期間に 1 一 対応する短期 料率(注2) 既に払い込 まれた保険 料

- (注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8 条(通知義務)(1) の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額と します。
- (注2) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条(保険料の返還-無効または失効の場合)

(1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次の とおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1 年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還 することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる 場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた 保険料 × 未経過日数 365

(2) 本条(1) の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金また は売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合に は、第17条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。 ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条(保険料の返還一取消の場合)

第12条(保険契約の取消)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条(保険料の返還-解約または解除の場合)

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

上のの方法により未映れるだ	
区分	保険料の返還
① 第7条(告知義務) (2)、第8条(通知義務) (2)、第14条(当社による保険契約の解除)、第 15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)またはこの解除)(1)またはこの 音場保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた
② 第13条 (保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいすれか低い額を返還します。 ア、

- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金また は売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除と なる場合には、第17条(保険料の精算)(3) の規定によって保険料を 精算します。
- (注) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) ①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条 (当社による保険契約の解除)②の規定により、この保険契約を解除でき るときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故によ る損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険 金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第18条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)

③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、 保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料 領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の 請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適 用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、 次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に 違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
争以北土町の技術	保険契約者または被保険者が、正当な
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1) をすることができる場合には、 その権利の保全および行使に必 要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な 理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な 理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと 認められる額を差し引いて保険金を 支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が、正当な 理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が 被った損害の額を差し引いて保険金 を支払います。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相 互間の求償を含みます。
- (注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保 険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)

- (1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害 賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、 当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の協力に応じない場合は、 当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。

第25条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責

- 任額(注1)を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険 金または共済金が支払われ ていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険 金または共済金が支払われ た場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条 (保険金の請求)

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権 者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面 による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものと します。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

	保険金請求に必要な書類または証拠
1	保険金請求書
2	当社の定める事故状況報告書

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責
- ③ 依保険者が損害賠債請水権者に対して負担する法律上の損害賠債責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- ④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関して は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関 しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を 示す書類
- ⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の 見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
- ⑧ その他当社が第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の 確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締 結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保 険者に対して、本条(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出ま たは当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当 社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければな りません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に 違反した場合または本条(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載 をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、 当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます
- (6)保険金請求権は、本条(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合は その領収書とします。
- (注2)写真には、画像データを含みます。

第27条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、 事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と 損害との関係ならびに治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査 結果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑 定等の結果の照会	90⊟
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容および その程度を確認するための、医療機関による診断、後 遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照 会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内に おいて行うための代替的な手段がない場合の日本国外 における調査	180⊟
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) 本条(2) ①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条(2) ①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2) ①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条(1) から(3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(1) から(3) までの期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(4) の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1) から(3) までの期間に 質入しないものとします。
- (6) 本条(1)から(5)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1)請求完了日とは、被保険者が第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、 そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったとき は、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」 を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を 保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険 金が支払われていない損害の額を差し引 いた額

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 (3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)

- の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連 帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)に ついて先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被 保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注)保険金請求権は、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に対する保険金請求権に限ります。

第30条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第29条(先取特権)(2)②または③の規定により損害 賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(損害の範囲 および支払保険金)(1)②から④までの規定により当社に対して請求する ことができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対す る保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行う ものとします。

第31条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に 対する割合	保険期間	年間保険料に 対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

建設コンサルタント特別約款

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した土木設計・調査業務(以下「業務」といいます。)に関し、業務の委託者に引き渡した成果物(以下「成果物」といいます。)に起因して、次のいずれかに該当する場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 第三者^(注)の身体の障害または第三者^(注)の財物の損壊に関し、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合
- ② 書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより、業務の委託者より被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合
- (注) 第三者

業務の委託者を除きます。

第2条(保険期間と保険責任の関係)

- (1)当社は、普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間中に、被保険者 に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を 支払います。
- (2)当社は、(1)の規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務によって生じた損害賠償請求については、最初の保険契約を除き、次の①から③までに規定するすべての要件を満たし、かつ、この保険契約の保険期間中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に限り、保険金を支払います。
 - ① その業務の着手後1年以内に、同種の保険契約^(注)が当社との間に締結されていたこと。
 - ② 成果物の引き渡し時に同種の保険契約(当)が当社との間に締結されていたこと。
 - ③ 当社との間に締結された同種の保険契約(注)が、この保険契約の保険期間の始期まで有効に存続していたこと。
- (3)この保険契約が最初の保険契約である場合には、当社は(1)および(2)の 規定にかかわらず、保険期間開始前に着手した業務に起因する損害賠償請 求については、その業務が保険期間開始日以前1年間に着手され、この保 険契約の保険期間中に成果物が引き渡され、かつこの保険契約の保険期間 中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求が提起された場合に 限り、保険金を支払います。
- (注) 同種の保険契約

この保険契約と同一の危険を負担する保険契約をいいます。

第3条(損害の範囲および支払保険金)

普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定にかかわらず、1請求について、当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)⑤の費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する部分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額とし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、または航空機、昇降機、自動車(注1)、船舶(注2)または車両(注2)の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者、その使用人または業務の補助者の犯罪行為 (注3) または被保 険者が他人に損失を与えるべきことを予見しながら (注4) 行った行為 (注5) によって生じた損害賠償責任
- ③ 名誉 毀 損によって生じた損害賠償責任
- ④ 秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- ⑤ 漁業権または著作権、工業所有権もしくは水利権などの無体財産権の 侵害によって生じた損害賠償責任
- ⑥ 騒音、振動またはじんあいによって生じた損害賠償責任
- ⑦ 環境に与えた損失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償責任
- ⑨ 測量の過誤または測量が不十分であることに起因する損害賠償責任
- ⑩ 業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用にかかる損害賠 償責任
- ⑪ 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償責任

- (2) 損害賠償請求の原因または原因となる事由について、その原因または 事由の発生を予見できた業務に起因する損害賠償責任
- ③ この保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後被保険者に対し第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求のなされることを被保険者が知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた損害賠償責任
- (注1) 白動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除 きます。

(注3)犯罪行為

過失犯を除きます。

(注4) 予見しながら

予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 行為

不作為を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、成果物に基づき建造された 構造物(以下「構造物」といいます。)について次のいずれかに該当する事 由によって生じた損壊等 (注1)に起因して被保険者が被る損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
 - ② 地震、噴火もしくはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質 $^{(\pm 3)}$ もしくは核燃料物質 $^{(\pm 3)}$ によって汚染された物 $^{(\pm 4)}$ の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (2)当社は、(1)に規定する事由によって生じた構造物の損壊等 (注1) が拡大したことによって被保険者が被る損害および発生原因がいかなる場合でも構造物の損壊等 (注1) がこれらの事由によって拡大したことによって被保険者が被る損害およびこれらの事由がなければ発見されなかった構造物の損壊等 (注1) に起因して被保険者が被る損害についても保険金を支払いません。
- (注1) 損壊等

滅失、破損、汚損または欠陥をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく 平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4)核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第6条(通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条(保険金を支払う場合) の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを 知った場合は、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく当社に通知し なければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または 事由によって生じた損害について、保険期間終了後に被保険者に対して損 害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期 間中になされたものとみなします。
- (3)正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において1請求とは、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。なお、同一の業務に起因して被保険者に対して複数の損害賠償請求が提起された場合には、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

第8条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の請求をする場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 当社の定める損害賠償請求状況報告書
- ② 費用または経済的な損失に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、費用または経済的な損失の額を示す見積書または

請求書 (注) 等の書類

(注) 費用または経済的な損失の額を示す見積書または請求書 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第9条(代位)

当社は普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の使用人または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第10条(普通保険約款の読み替え)

この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用し ます.

- ① 第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)④の規定中「事故が発生した場合において」とあるのは「建設コンサルタント特別約款第1条(保険金を支払う場合)の業務に起因して損害賠償請求が提起された場合において」
- ② 第3条(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1請求」
- ③ 第5条(保険料の払込方法)(2)および第6条(保険責任のおよぶ地域) の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求 による損害」
- ④ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは 「指書賠償請求を提起される前に」
- ⑤ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求を提起された後に」
- ⑥ 第7条(6)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑦ 第8条(通知義務)(4)および(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「提起された損害賠償請求」
- ⑧ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求が提起された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「提起された損害賠償請求による損害」
- ⑩ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定中「事故が発生した」とあるのは「損害賠償請求を提起されたまたはそのおそれが生じた」、「事故発生」または「事故発生の」とあるのは「損害賠償請求を提起された」、「事故の状況」とあるのは「損害賠償請求の状況」
- ⑪ 第26条(保険金の請求)(4)および第27条(保険金の支払)(1)の 規定中、「事故」とあるのは「損害賠償請求」
- ② 第27条(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および建設コンサルタント特別約款第8条(保険金の請求)の規定による手続」

第11条(準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

環境汚染補償特約(オプション)(88)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	17,7555 17 50,733,1-0.10 mg 17,10 Cd 27 Cd		
		用語	説明
	お	汚染処理計画業務	汚染処理計画に関する調査・企画・立案または助 言を行う業務をいいます。
		汚染物質	固形状・液体状・気体状のまたは熱をおびた刺激物質。有害物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物(望)等を含みます。 (注)廃棄物には再利用のための物質を含みます。
	t	成果物	被保険者と発注者との契約の目的となった地質調 査報告書をいいます。ただし、次のいずれかに該 当するものは含みません。 ア. 日本国外で行われる地質調査にかかわる書面 イ. 保険証券記載の書面
ſ	بح	土壌·地下水汚染状 況調査	土壌・地下水汚染状況に関する資料の提供および これに付随する業務をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第 2条(保険金を支払わない場合)®ならびに建設コンサルタント特別約 款(以下「特別約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合 一その1) ⑤および⑦の規定にかかわらず、当社は被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において遂行した土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務を含む調査業務(以下「業務」といいます。)に関し、発注者に引き渡した成果物に起因して、業務の対象となった土地(以下「対象区域」といいます。)の土壌に含まれる汚染物質が排出、浸潤、流出もしくは溢出した結果として、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 対象区域近隣の土地、地下水、井戸、工作物を汚染した場合に、その汚染の除去・浄化に要する費用が発生したことによって生じる損害賠償責任
- ② ①の汚染除去・浄化工事遂行のために土地の工作物の取壊し、再建築または移設が不可避となった場合において、その取壊しおよび再建築工事に要する費用その他工事に起因する費用が発生したことによって生じる損害賠償責任
- ③ 河川、湖沼を汚染した場合に、漁業権または水利権を侵害したこと に起因して生じる損害賠償責任
- ④ 他人の健康被害等の身体障害に対する損害賠償責任
- ⑤ 対象区域の土壌上の建築物および土地工作物等の財物を滅失、破損 もしくは汚損させたことによる損害賠償責任
- (2)(1)の規定に従い、当社が保険金を支払う場合は、次のいずれかに規定する場合に限られます。
- ① 土壌汚染対策法、都道府県条例その他の法令に基づく行政命令を受けた場合
- ② 確定判決、裁判上の和解、またはこれらに準ずるものとして当社が事前に承認した内容での和解が成立した場合
- ③ 公害等調整委員会または都道府県の公害審査会による斡旋、調停、 仲裁または裁定が行われた場合

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、対象区域以外の土地において、業務を行う以前より存在していた汚染物質に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(損害の範囲および支払保険金)

当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定にかかわらず、1請求および保険期間中について、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)⑤の費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する部分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た金額とし、別表1記載の支払限度額を限度とします。

第4条(保険期間と保険責任の関係)

この特約における保険責任は、特別約款第2条(保険期間と保険責任の関係)の規定中「この保険契約」とあるのを「この特約が付帯された保険契約」と読み替えて適用するものとします。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1 支払限度額

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 5,000万円
- ② 保険証券に記載された支払限度額の2分の1

建設コンサルタント追加特約(88)

第1条(第三者からの損害賠償請求に関する解釈)

当社は、次の①から④までのすべてに該当する場合、第三者からの損害賠償請求について、発注者からの損害賠償請求とみなします。ただし、当社が次の①から④までの内容について同意する場合に限ります。

- ① 第三者から被保険者に対して建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)②に該当する損害賠償請求が提起された場合
- ② ①の損害賠償請求が特別約款第1条①に該当しない場合
- ③ 被保険者が発注者にその損害賠償請求について通知をした場合
- ④ 成果物が書面により提示された業務 (注) の条件を充足しないことについて確認ができた場合
- (注)業務とは、特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する「業務」をいいます。

第2条(標準契約約款に関する解釈)

「公共土木設計業務等標準委託契約約款(平成7年5月26日 建設省経振発第49号、最終改正:平成23年1月27日)第40条(瑕疵担保)に定める責任は、特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する「法律上の損害賠償責任」に含まれるものとし、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)②には該当しないものとみなします。

第3条(成果物の修補に関する解釈)

特別約款第4条(保険金を支払わない場合-その1)⑩に規定する「業務の成果物の修補、改善または再作製に要する費用にかかる賠償責任」のうち、「修補、改善または再作製に要する費用」とは、書面により提示された業務の条件を充足した成果物を引き渡すために本来必要であった業務にかかわる費用をいいます。

第4条(土木設計における成果物に関する解釈)

土木設計業務特約第2条(成果物の定義)①の「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の設計にかかる書面」には、業務の対象物である土木構造物と従属関係にある付属建物の設計にかかわる書面を含みません。

第5条 (測量の過誤または不足に関する解釈)

特別約款第4条(保険金を支払わない場合-その1)⑨に規定する「測量」とは単独で受注した測量業務をいい、土木設計業務または地質調査業務の一環としての測量業務は含まないものとします。

第6条(特別約款の読み替え)

この特約においては、次のとおり特別約款を読み替えて適用します。

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の規定中「業務の委託者」とある のは、「発注者」
- (2) 第3条(損害の範囲および支払保険金)の規定中「保険証券」と あるのは、「加入者証」

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限 り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの特約に付帯される 他の特約の規定を準用します。

土木設計業務特約(88)

第1条(業務)

建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の「業務」とは、土木工事の設計もしくは監理または土木工事および構造物の維持管理に関する調査・企画・立案もしくは助言を行う業務 $^{(注)}$ をいいます。

(注) 土木工事の設計もしくは監理または土木工事および構造物の維持管理に関する調査・企画立案もしくは助言を行う業務とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づき、国土交通省に登録されている建設コンサルタント業者が行った業務に限ります。

第2条 (成果物の定義)

特別約款第1条(保険金を支払う場合)の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計図、調査報告書またはその他の書面をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条 (用語の定義) 第 1号に規定する建築物の設計にかかる書面
- ② 日本国外で施工される土木工事にかかる書面
- ③ 地質もしくは土質に関する調査報告書
- ④ 指定仮設備(注)以外の仮設備にかかる書面
- ⑤ 保険証券記載の書面
- (注)指定仮設備とは、設計図書の定めまたは監督職員の指示により、成果物に基づき施工される仮設備をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限 り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

地質調査業務特約(88)

第1条(業務)

建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条 (保険金を支払う場合)の「業務」とは、地質または土質に関する資料等 の提供およびこれに付随する業務(注)をいいます。

(注) 地質または土質に関する資料等の提供およびこれに付随する業務とは、地質調査 業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)に基づき、国土交通 省に登録されている地質調査業者が行った業務に限ります。

第2条(成果物の定義)

特別約款第1条(保険金を支払う場合)の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書等をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 日本国外で行われる地質調査業務にかかる書面
- ② 保険証券記載の書面

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限 り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

測量業務特約(88)

第1条(業務)

建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条 (保険金を支払う場合) の「業務」とは、次のいずれかに該当する仕事をいいます。

- ① 測量法(昭和24年法律第188号)第4条(基本測量)に規定する基本測量
- ② 測量法第5条(公共測量)に規定する公共測量
- ③ 測量法第6条(基本測量及び公共測量以外の測量)に規定する基本 測量および公共測量以外の測量
- ④ 測量法施行令(昭和24年政令第322号)第1条(局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲)に規定する局地的測量または高度の精度を必要としない測量

第2条 (成果物の定義)

特別約款第1条(保険金を支払う場合)の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった測量成果または測量記録をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 日本国外で行われる測量業務にかかる書面
- ② 保険証券記載の書面

第3条 (規定の不適用)

この特約においては、建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合-その1)⑨および建設コンサルタント追加特約第5条(測量の過誤または不足に関する解釈)の規定は適用しません。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、 保険金を支払いません。

- ① 測量法(昭和24年法律第188号)の規定に違反して行った測量 業務に起因する損害賠償責任
- ② 履行不能または履行遅延に起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 業務の結果自体の不具合の改善、補修等に対する損害賠償責任

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限 り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

|補償コンサルタント業務特約(88)

第1条(業務)

建設コンサルタント特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条 (保険金を支払う場合)の「業務」とは、補償コンサルタント登録規程 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する補償 業務およびこれに付随する業務(注)をいいます。

(注)補償業務およびこれに付随する業務とは、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づき、国土交通省に登録されている補償コンサルタントが行った業務に限ります。

第2条 (成果物の定義)

特別約款第1条(保険金を支払う場合)の「成果物」とは、被保険者と発注者との契約の目的となった説明業務に関する資料、相談業務に関する資料(注)、調査報告書もしくはその他の書面等をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 日本国外で行われる補償コンサルタント業務にかかる書面
- ② 保険証券記載の書面

(注) 説明業務に関する資料、相談業務に関する資料には、データを含みます。

| 第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が補償コンサ ルタント登録規程に基づき、登録を受けていない者、または登録を受け る前に行った行為起因し損害賠償責任を負担することによって被る損害 に対しては、保険金を支払いません。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限 り、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯さ れる他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次表のとおりとします。

		(50音順)
	用語	説明
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する ことをいいます。
U	次回追加保険 料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期 日をいいます。
	次回保険料払 込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいい ます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払 込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、 追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提 携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ıSı	ふ 分割追加保険 料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した 金額であって、変更確認書記載の金額をいいま す。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期 日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保 険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融 機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券に この特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- (1) 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を 超えること。

第2条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、 次表のとおり払い込むことができます。

SKOCIO JEL RESCENTE CON J		00000
区分		保険料の払込み
	① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込む ものとします。
	② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むも のとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分 割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保 険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回 分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにある ときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込 期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関 に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保 険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険 料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口 座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由に よる場合を除きます。

第3条(保険料領収前の事故)

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込み を怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発 生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支 払いません。

- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払 い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠っ た場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による 損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法 が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを 念ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保 険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の 翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合におい て、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求す る分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約 の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、 保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括し て請求できるものとします。
- (注)第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契 約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」 を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追 加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属す る月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込方法)

(1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による 追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき 告知した内容が事実と異な る場合または通知義務の規 定に定める事実が発生した 場合の規定に従い、追加保険 料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括 して当社に払い込まなければなりませ ん。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

(2) 本条(1) の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返 還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の 回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分		追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
2	第2回目以降分割追加保	追加保険料払込期日までに当社に払い込
)		むものとします。

(3) 第2回月以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合におい て、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によ るその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたとき は、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあった ものとみなします。

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第4条(追加保険料の払込方法)(1) ①の追加保険料を請求する場合 において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解 除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更 日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用ま たは損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に 保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請 求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを 怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事 故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認 の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに 適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2) の定めるところに より、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場 合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保 険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその 払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した 事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払い
- ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法 が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払 込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当 社は、「追加保険料が込期日の属する日の翌月末日」を「追加保険料が込 期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用しま す。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月 の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できる ものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が

既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注)第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(当社による保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払 込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない 場合
- ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い 込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払 込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべ き分割保険料(注2)の払込みがない場合
- (2) 本条(1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその 効力を生じます。
- ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日
- ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日
- (注1) 第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3)第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次表のとおりとします。

		用語	説明
-	Ç	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として 指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行 います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および その告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認

- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する 裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- 9 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条(幹事保険会社の行う 事項)に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみな します。

第5条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料確定特約(34)

第1条(保険料算出の基礎)

- (1)賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第17条(保険料の精算)(4)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」または「売上高」は、それぞれ次の定義に従うものとします。
 - 1) 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 (注1) において、保険証券 に記載された業務または仕事に従事する被保険者の使用人に対して労働 の対価として被保険者が支払った金銭の総額の保険期間に対する日割の 額をいい、名称を問いません。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 $^{(\pm 1)}$ において、有料、無料を問わず保険証券に記載された施設に入場を許された総人員 $^{(\pm 2)}$ の保険期間に対する日割の人数をいいます。

③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 (注1) において、保険証券 に記載された業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の 保険期間に対する日割の額をいいます。

④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 (注1) において、被保険者が販売した保険証券に記載された商品の対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

- (2)この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる 「設計料・監理料」は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注1) において、保険証券に記載された設計業務または監理業務によって被保険 者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。
- (注1) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

(注2)総人員

被保険者と生計を共にする親族および被保険者の業務または仕事に従事する使用人 を除きます。

第2条 (保険料精算の省略)

当社は、普通保険約款第17条(保険料の精算)(1)および(3)、同第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)②ただし書および③ただし書、同第19条(保険料の返還一無効または失効の場合)(2)、同第21条(保険料の返還一解約または解除の場合)(2)の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約 の規定を準用します。

縮小支払特約

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定にかかわらず、1請求について、当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)⑤の費用を除き、損害の額が加入者証記載の免責金額を超過する部分に加入者証記載の縮小支払割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社 火災新種損害サポート部第一保険金お支払センター 行 (FAX03-3259-5594 TEL03-3259-5824) 写)株式会社ジオ・ビジネスサービス (FAX03-3518-4901 TEL03-3518-4900)

地質コンサルタント総合かし賠償補償制度 (建設コンサルタント賠償責任保険)

事故報告書(第報)

企 業 名		(加入者番号)	⟨TEL⟩
企 業 住 所			⟨FAX⟩
事故担当者	お名前	部門	
M/ =/ ==			

業務発注者									
受託業務内容									
事故発生日	年	月	日	時	分頃	賠償請求日	年	月	日
事故発生場所									
事故状況									
事故原因									
賠償請求の原因									
・事由(推定)									
賠償請求內容									
照頂									
対応内容/経緯									
被害者名									
住所/連絡先									
病院/修理工場									
備考									



お問い合わせ先・

制度 団体 一般社団法人全国地質調査業協会連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13(内神田TKビル3F) **☎**03-3518-8873 FAX03-3518-8876

保険取扱代理店 株式会社ジオ・ビジネスサービス

(全地連直属保険代理店)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13(内神田TKビル3F) ☎03-3518-4900 FAX03-3518-4901

引受保険会社 幹事会 社

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部 営業第二課

203 - 3259 - 6681

FAX03 - 3259 - 7213

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1